

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3224号から第3229号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら} 松村 ^{まさお} 雅生）は、本日、次の6件の答申を行い、横浜市長が行った一部開示決定はそれぞれ妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「令和5年3月29日付審査請求に係る弁明書等の提出について（特定文書番号）」ほかの一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3224号から第3226号まで】

- (2) 「特定文書番号 審査請求に係る裁決書の謄本について（送付）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3227号から第3229号まで】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3224 ～ 3226	令和5年5月22日	令和5年6月6日	令和5年6月13日	令和5年7月13日	個人	市長
3227 ～ 3229	令和5年6月1日	令和5年6月16日	令和5年6月23日	令和5年7月21日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の内容・主な理由（概要）	審査会の結論
3224 ～ 3226	答申別表の「決定通知書記載の行政文書」（以下「本件審査請求文書」という。）	一部開示 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号に該当 ・ 個人の氏名、住所 （個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため）	原処分妥当

答申 番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
3227 ～ 3229	答申別表の「決定通知書記載の行政文書」(以下「本件審査請求文書」という。)	一部開示 条例第7条第2項第1号に該当 ・ 個人の氏名、住所 (個人に関する情報であつて、開示することにより特定の個人が識別されるため)	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨													
3224 ～ 3226	《本件審査請求文書について》 本件審査請求文書は、以下の文書と認められる。 ア 別表の請求番号1から3までの行政文書は、それぞれ令和5年度旭高第178号の「令和5年3月29日付審査請求に係る弁明書等の提出について(旭高2730号)」、同年度旭高第179号の「令和5年3月29日付審査請求に係る弁明書等の提出について(旭高2779号)」及び同年度旭高第181号の「令和5年3月29日付審査請求に係る弁明書等の提出について(旭高2780号)」の起案文書であり、いずれも起案用紙、弁明書等の案及び審査請求書で構成されている。 イ 実施機関は、本件審査請求文書のうち、その審査請求及び本人開示請求に係る個人の氏名及び住所を第7条第2項第1号に該当するとして不開示としているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。 《条例第7条第2項第1号の該当性について》 本件審査請求文書に記載された、審査請求及び本人開示請求に係る氏名及び住所は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。 《決定通知書の記載について》 本審査請求人は、「開示請求書に添った表題を掲題した上での開示を求める」と主張しているが、実施機関は本件各処分の一部開示決定通知書に対象行政文書の名称を正確に記載しており、決定通知書の記載に不備は認められない。 また、審査請求人は、実施機関は単に根拠規定を示すだけで、各規定が不開示とされた情報のどの部分に適用されているのかと理由付記の不備を主張するものと考えられるが、本件各処分では、各一部開示決定通知書において、不開示部分の概要、不開示規定、不開示規定を適用する理由を「4 不開示とする部分の概要」、「5 不開示とする根拠規定」及び「6 根拠規定を適用する理由」にそれぞれ記載しており、審査請求人は、どのような情報がいかなる理由により条例第7条第2項第1号に該当するのかを知ることができ、理由付記につき不備があるとは認められない。 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。 別表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>請求 番号</th><th>答申番号</th><th>諮問</th><th>開示請求書記載の行政文書</th><th>決定通知書記載の行政文書</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>第3224号</td><td>令和5年7月13日旭高第723号</td><td>令和5年4月27日付旭高第178号発出に係る回議文書及び施行文書一式</td><td>令和5年3月29日付審査請求に係る弁明書等の提出について(旭高2730号)</td></tr> </tbody> </table>				請求 番号	答申番号	諮問	開示請求書記載の行政文書	決定通知書記載の行政文書	1	第3224号	令和5年7月13日旭高第723号	令和5年4月27日付旭高第178号発出に係る回議文書及び施行文書一式	令和5年3月29日付審査請求に係る弁明書等の提出について(旭高2730号)
請求 番号	答申番号	諮問	開示請求書記載の行政文書	決定通知書記載の行政文書										
1	第3224号	令和5年7月13日旭高第723号	令和5年4月27日付旭高第178号発出に係る回議文書及び施行文書一式	令和5年3月29日付審査請求に係る弁明書等の提出について(旭高2730号)										

答申番号		判断の要旨			
3224 ～ 3226	2	第 3225 号	令和 5 年 7 月 13 日 旭高第 724 号	令和 5 年 4 月 27 日付旭高第 179 号 発出に係る回議文書及び施行文書一式	令和 5 年 3 月 29 日付審査請求に係る弁明書等の提出について（旭高 2779 号）
	3	第 3226 号	令和 5 年 7 月 13 日 旭高第 725 号	令和 5 年 4 月 27 日付旭高第 181 号 発出に係る回議文書及び施行文書一式	令和 5 年 3 月 29 日付審査請求に係る弁明書等の提出について（旭高 2780 号）
3227 ～ 3229	《本件審査請求文書について》 ア 開示請求書の記載から、本件審査請求文書は、特定年月日付の裁決書（特定文書番号）に係る当該審査請求の事案の概要及び審査請求人の主張の要旨が記載された行政文書であると解される。 イ 本件開示請求に対し、実施機関は、本件審査請求文書を特定して開示した。本件審査請求文書は、特定年月日付特定文書番号の裁決書の謄本及びその送付文から成り、当該裁決書の謄本には、「裁決の理由は、別添の答申における判断と同様です」と記載され、特定番号の答申書が添付されている。実施機関は、本件審査請求文書に記載された個人の氏名及び住所を、条例第 7 条第 2 項第 1 号に該当するとして不開示としている。 ウ 審査請求人は、本件審査請求文書は請求した行政文書ではないと主張し、また本件審査請求文書の不開示部分の開示を求めていると解されるので、本件審査請求文書の特定の妥当性及び不開示事由該当性について、以下、検討する。 《本件審査請求文書の特定の妥当性について》 本件開示請求書において審査請求人が開示を求めているのは、当該裁決書に係る事案の概要及び審査請求人の主張の要旨であるが、当審査会で本件審査請求文書を確認したところ、裁決書謄本に添付されている特定番号の答申書には、まさに当該裁決書に係る事案の概要及び審査請求人の主張の要旨が記されていた。したがって、実施機関が本件開示請求に対して本件審査請求文書を特定したことは、首肯できる。 《条例第 7 条第 2 項第 1 号の該当性について》 本件審査請求文書に記載された個人の氏名及び住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。 審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。				
	別表				
答申番号		諮問	開示請求書記載の行政文書		決定通知書記載の行政文書
第 3227 号		令和 5 年 7 月 21 日 旭高第 858 号	特定年月日付特定文書番号により審査請求を棄却します。との裁決書に係る審査請求人に対する「事案の概要」		特定文書番号 審査請求に係る裁決書の謄本について（送付）
第 3228 号		令和 5 年 7 月 21 日 旭高第 859 号			
第 3229 号		令和 5 年 7 月 21 日 旭高第 860 号	特定年月日付特定文書番号により審査請求を棄却します。との裁決書に係る審査請求人に対する「審査請求人の主張の要旨」		

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

5 法令（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第2号から第5号まで省略）

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Te1 045-671-3881